生活保護法（昭和25年法律第144号）（抜粋）

（費用等の徴収）

第七十八条　不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

二　**偽りその他不正な行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、第54条の２第１項の規定により指定を受けた介護機関**（同条第２項本文の規定により同条第１項の指定を受けたものとみなされたものを含む）又は第55条第１項の規定により指定を受けた助産師若しくはあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師（以下この項において「指定医療機関等」という。）**があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関等から徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。**

三　略

四　略